

ROLES REPORT

No.32

“平和主義者” ダグラス・マッカーサーの実像 —憲法第九条の父をめぐる言説史—

杉谷直哉

2024.10

ROLES REPORT_No.32

“平和主義者”ダグラス・マッカーサーの実像 —憲法第九条の父をめぐる言説史—

杉谷直哉

2024.10

発行所 東京大学先端科学技術研究センター
創発戦略研究オープンラボ (ROLES)

〒153-8904
東京都目黒区駒場4-6-1

Tel 03-5452-5462

Webサイト <https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/>

ISBN978-4-910833-03-3



東京大学 先端科学技術研究センター
Research Center for Advanced Science and Technology
The University of Tokyo

1. 幣原発案説という神話

日本国憲法第九条が憲法の条文でよく知られていることに異論はない。憲法第九条をめぐる研究も憲法学や国際政治学等の観点から数多く発表されてきた。これからも、憲法第九条をめぐる議論が尽きることはないだろう。

憲法第九条については数多くの論点が存在しているが、中でも、誰の手によって作り出されたのかという点は、多くの論者が議論を交わしてきた。他の憲法の条文について、発案者をめぐる議論がほとんど存在しない中で、憲法第九条はこの発案者をめぐる議論が重要な論点として扱われてきたのである。憲法第九条という平和主義と戦争放棄を謳うこの条文が、アメリカから押しつけられたのか日本の内在的な動機の中で生まれたのかという差異が、憲法そのものの正当性を左右すると見なされてきたことの証左だろう。

その発案者が誰なのかについては当時の内閣総理大臣幣原喜重郎か、それとも連合軍最高司令官のダグラス・マッカーサーなのかという点をめぐって議論が続けられてきた。

これは1945年12月に幣原が病に伏した時にマッカーサーがペニシリンを送り、そのお礼として1946年1月に幣原がマッカーサーのもとを訪れた際の会談（いわゆる「ペニシリン会談」）において、憲法第九条に関する話し合いが二人の間で持たれたという前提に基づいている。一部には昭和天皇やマッカーサー周辺の側近たちを発案者であったとする見方もあるが、多くの論者は幣原とマッカーサーにスポットを当ててきた。

憲法第九条をめぐるのは、幣原の平和主義思想の発露を受けて、マッカーサーが戦争放棄を条文化するに至ったという日米（幣原・マッカーサー）合作説が有力視されてきた（中村2022：33）。すなわち、「幣原の提起なしに憲法9条は生まれなかった」という考えである（河上（IV）2017：52）。この立論の核心は、マッカーサーの役割を重視しつつ、幣原の平和主義思想こそが憲法第九条の原点だったと主張している点にこそある。この事実を鑑みても、憲法第九条の発案者をめぐる議論でマッカーサーがどのように評価されているのかを明らかにすることには、意義があることが分かるだろう。

しかしながら、既に実証研究によって憲法第九条の発案者については、ほとんど決着がついていると言っている。実証研究の優れた諸成果を踏まえるならば、憲法第九条はマッカーサーの発案によって条文化したと見る他ない。幣原には憲法第九条を発案するに至る思想的前提が存在しないばかりか、同時代の史料もまた、そうした見解を否定している。これに対して、いわゆる幣原発案を支持する論者らが繰り出してきた、憲法第九条が幣原の発案であることを証明するとされる証言や史料についても、数多くの疑義が呈されている（佐々木1997、稲田2024、杉谷2021・2023、中村2022、種稲2019・2024）。

実証研究の成果を踏まえるなら、幣原の平和主義思想なるものは存在せず、幣原発案説の破綻は明らかである。「平和主義者」としての幣原は実質的には存在せず、後世の研究者やメディアが作り上げた偶像に過ぎないのである（杉谷2024）。

にもかかわらず、幣原発案説は今日でも根強く支持されている。その背景と理由は何か。筆者は先に発表した「“平和主義者” 幣原喜重郎の誕生—憲法第九条幣原発案説の言説史—」という論文の中で、誰がどのような文脈の中で幣原発案説を支持していたかについて明らかにした。

結論から言えば、幣原発案説は改憲派による押しつけ憲法論に抗するために、護憲派によって広く提唱され、

改憲の動きが強まるたびに、改憲論への牽制として主張され続けてきた、一種の政治的な主張に他ならない。それらの議論は多くは、当事者の回想や幣原発案説を証明するとされる史料を無批判的に引用している点で、深刻な欠陥を有していることを指摘せざるを得ない（杉谷2024）。さらに近年では『東京新聞』が護憲の立場のもと、改憲を企図する政権を批判する意図を持って頻繁に幣原発案説を吹聴している事実も判明した（同上）。加えて、憲法第九条の意義を熱心に主張した憲法学者の田畑忍と深瀬忠一は、十七条憲法に平和主義の起源があると主張し、憲法第九条は決して押し付けではなく、日本古来の平和思想に基づいていると主張した（同上）。当然、このような主張は荒唐無稽なものであり、事実に基づいたものではない。

このように幣原発案説を支持する研究・言説の多くは重大な欠陥を抱えているにもかかわらず、主に護憲を支持する研究者・論者・メディアによって繰り返し流布されている。幣原という人物を「平和主義者」として理想化し、日本古来の平和思想や不戦条約（1928年）に代表される世界的な平和主義的潮流と結び付け、決して憲法第九条は押し付けではないと反論することは、護憲派にとっては改憲論に対する有力な対抗言説だったのである。この「平和主義者」として理想化された幣原像は、1955年に刊行された幣原の伝記に掲載されている理想主義的な言説に基づいていた。現に、幣原発案説を支持する研究・言説の多くが伝記における幣原の言説を引用していることが分かっている（同上）。

なお、近年の幣原研究では幣原は伝記が描いているような理想主義的な人物ではなく、現実主義的な側面を持つ人物であったことが明らかとなっている（服部2017、種稲2021、熊本2021）。幣原発案説の事例は、実態と理想化された人物像がかけ離れている事例である。

2. マッカーサー研究の中の憲法第九条発案者

このように、幣原については伝記的研究も含めて多くの史実が明らかとなっている。そこで本文では、憲法第九条制定におけるもう一人の重要な当事者である、連合軍最高司令官、ダグラス・マッカーサーについて、幣原発案説を支持する言説や研究はどのような評価を下しているのかを明らかにする。マッカーサーに焦点を当てる理由としては、憲法第九条の誕生をめぐり、幣原以外の当事者はマッカーサーしか存在しないためである。幣原が憲法第九条は自らの発案であると明言した記録は一部の伝聞記録の史料を除いて存在しておらず¹、幣原の関係者（とされる人々）の記録等を除いては、マッカーサーの演説や回想記に依拠していることから、マッカーサーと憲法第九条の関係について考察することは非常に重要である。

ここでは先の幣原研究に倣って、マッカーサー研究がどのように憲法第九条を位置づけているのかを見ていきたい。

袖井林二郎はマッカーサーの『回想記』での幣原との会談の記述を引用しつつ、憲法第九条はマッカーサーによる発案だったと主張している。袖井はマッカーサーが幣原による発案だったという、事実と異なる主張をした理由を次のように推理している。

「おそらくマッカーサーにとっては、戦後の束の間の平和期に自分の心にしのびこんだ感傷（吉田のいう『宗教的心境』）から生れた戦争放棄条項を、朝鮮戦争の勃発によってみずから否定しなければならなかったことが、心の傷となったのではなかろうか」「せめて戦争放棄条項の発案者という十字架を幣原に転嫁することによって、歴

史に対する責任をまぬがれようとしたと考えるべきではないだろうか」と（袖井2004：204）。

同じくマッカーサー研究で有名な増田弘は次のように指摘している。すなわち、マッカーサーは極東（東アジア）がアメリカにとって重要であると考えていた。そして「戦後の日本が武力と戦争を放棄して、スイスのような極東の“永世中立国”を目指すべきであると真剣に考えていた。これも彼のキリスト教者的な信念が発露したものであろう」と（増田2009：447）。

海外の研究者による評伝に触れてみると、以下の指摘が見当たる。ウィリアム・マンチェスターによると、「最も驚くべき条項は、のちに『戦争放棄』条項として知られるようになった第九条であった」。「ロバート・E・ウォードは一九五六年十二月号の『アメリカ政治評論』誌に寄稿して『マッカーサー自身が、現行の日本憲法に戦争に訴えることを禁止する条項を含めるよう指示した』と結論付けている。この条項を日本人の口に押しこんだという非難にたいして神経質になり、また遅まきながら日本がソ連や中国の攻撃に備えて自己防衛をする必要を感じはじめた元帥は、この考えは幣原のものであり」自分は「同意」したのみであると証言したとしている（マンチェスター1985：158）。

最近翻訳が出版されたりチャード・B・フランクによる伝記は、「マッカーサーはのちに日本側の発案だと主張したが、実はマッカーサー自身が戦争と武力の放棄を謳った有名な憲法九条の作者である」と断定している（フランク2024：224-225）。

これらの主だったマッカーサー研究が、いずれも憲法第九条の発案者をマッカーサーであると断定していることは重要である。あわせて、ほとんどの幣原発案説を支持する研究は、こうしたマッカーサー研究の業績に触れられていないという問題点を指摘する必要がある。

マッカーサーがなぜ戦争放棄条項を発案するに至ったのか。また、自身が発案者であるにもかかわらず、マッカーサー自身はなぜ幣原の発案によるものだという事実と異なる「証言」をしたのか。その理由は今なお不明である。袖井と増田の見解も一つの推測にとどまる。大まかに言えば、幣原には憲法第九条のような徹底した戦争放棄・平和主義の思想的前提が存在しなかった以上、当時のマッカーサーには「東洋のスイス」が実現できるという高い理想があったのだ、というものである。

このようにマッカーサーの評価は実証研究のレベルでは憲法第九条の発案者であるというもので定着していることを確認したい。

3. 幣原発案説とマッカーサー

ここで護憲派の立場から憲法第九条とマッカーサーの関係について考えてみると、一つの問題が生じる。幣原の平和主義思想に共鳴して憲法第九条に辿り着いたマッカーサーが、後に朝鮮戦争を指揮し、警察予備隊の創設を日本政府に要請するなど憲法第九条を否定するような行動をとったことをどう説明するかである。

結論から言えば、マッカーサーの評価については大まかに二つが存在している。一つにはマッカーサーが“平和主義者”から戦争を肯定する立場へ“変説”“転化”したというものである。憲法第九条の「父」とでもいべき存在が、後になって自衛隊に繋がる警察予備隊を創設し、更には戦争を肯定したなどという事実は、憲法第九条の正当性を否定することにつながりかねない。そこで、彼らは「変説」・「転化」したマッカーサーと平和主義

を貫いた幣原という対比を描くことで、憲法第九条の平和主義の正当性を保持しようと試みたのである。この「変説」「転化」の言説を展開した代表的研究者として、田畑忍と深瀬忠一の言説に注目したい。

二つ目はマッカーサーの「平和主義者」として立場は不変であったというものである。これは近年一部の研究者によって唱えられており、マッカーサーは帰国後も事あるごとに幣原が憲法第九条を発案したと証言しただけでなく、憲法第九条を高く評価していたことを重視している。こうした立場を代表するものとして河上暁弘の研究に注目したい。

その上で近年翻訳されたマッカーサー研究を参照しつつ、戦争放棄条項とマッカーサーの関係について再考してみたい。

4. 幣原発案説の中のマッカーサー(1) —マッカーサーの「変説」・「転化」—

ここから田畑忍と深瀬忠一の言説を検討するが、まずは簡単に二人のプロフィールを見ておきたい。

田畑は1902年生まれ、憲法学者。同志社大学の学長を務めた人物で、非武装永世中立論の代表的な論者であった。政治家の土井たか子の学問的師にあたる人物でもあり、憲法研究所の創設者としても知られている（杉谷2024：10-13）。

その立場は文字通り筋金入りの護憲派であると同時に、熱心な幣原発案説の支持者であった。田畑は幣原は戦前に「平和外交」を実践した人物であったと高く評価している。次にマッカーサーを田畑がどう評価しているのかを見ていきたい。

『非戦・永世中立論』では幣原の平和憲法構想に驚きつつも感動したマッカーサーの役割を重視している。「幣原喜重郎の憲法九条・戦争放棄設定の決意が現れたのもまさに歴史の必然ですが、マッカーサー占領軍司令官の協力という偶然が伴わなかったならば、おそらくは実現不能に終わったでしょう。ですから、幣原の発言にマッカーサーが即応した昭和二年一月二四日（杉谷註：「ペニシリン会談」の日）こそは、世界と日本の平和思想を法的に実現することになった最も記念すべき日であった、と言わねばならないのです」（田畑1981:13）。幣原の平和主義思想を重視する田畑にしても、マッカーサーの役割は憲法第九条誕生にとって決定的に重要であった。だからこそ、田畑は後のアメリカの政策を厳しく批判する。「日本国憲法がきめた自由と平和の戦後日本の幸運は昭和二五年の『朝鮮事変』を契機として、変貌したマッカーサーによる九条違反の逆行的政治のために、狂ってしまいました。即ち、同年八月、法的には治安機関で、政策的には憲法九条に違反する軍備の『警察予備隊』がマッカーサーの命令で設置されたからです」（田畑1981：30）。

『危機に立つ日本国憲法』ではマッカーサーが「東洋のスイスタレ」と訴えたことを引用して日米安保条約を破棄して永世中立宣言をすべきだと訴えている（田畑1982：95）。

憲法をめぐる対談においては「幣原も、マッカーサーも正直な人です。正直な二人が知っているのですから私は信用してよいと思う。ただマッカーサーは後になって変説した」と発言している（憲法研究所編1969；176）。

田畑の考えによれば、「変説した」マッカーサーに対して幣原は不変の「平和主義者」として位置づけられる。「マッカーサーの解釈と政策の変更の後にも幣原の平和主義は、日本国憲法第九条とともに、ついに変わる事がなか

ったのである」(田畑1967:39)。

このように当初は憲法第九条を幣原の発案によって条文化したマッカーサーに対して、平和主義的な姿勢から「変説」しなかった幣原という構図は別の講演・言説においても示されている(田畑1981:21-22)。

このようにしてみると田畑は、理想化された幣原と対照的な存在としてマッカーサーを評価していることが確認できる。幣原発案説とは、憲法第九条の正当性を示すために、当初憲法第九条に賛意を示しながら後に「変説」してしまったマッカーサーと、「変説」せずに「平和主義者」を貫いたマッカーサーという歴史的構図の中で成立していることがうかがえる。

次に深瀬忠一について検討していきたい。深瀬は敬虔なクリスチャンであり、恵庭事件の特別弁護人として関わるなど、「平和的生存権」の理論構築に貢献した人物であった(杉谷2024:13)。深瀬もまた田畑と同様に、日本古来の平和思想が憲法第九条に結実したという理論を展開している(杉谷2024:15)。

深瀬は幣原について高く評価している。深瀬の幣原評価は大要次のようなものである。すなわち、戦前からの軍縮平和思想を実践する平和外交を展開していた。その代表的実践例が対中不干涉外交及び不戦条約、そしてロンドン海軍軍縮会議であった。こうした外交が軍部や国内の強硬派からの反発を受けてしまい幣原は退陣することとなった。しかし、戦争の惨禍を目の当たりにした幣原は軍縮の重要性を強く再認識するとともに、平和思想を持って憲法第九条に結び付く戦争放棄の思想をマッカーサーに提示するに至ったというものである(深瀬1986)。

このように、深瀬は幣原を「平和主義者」として高く評価していた。そのため深瀬は幣原発案説の提唱者として扱われることもあるが、次の深瀬の論説を見るとマッカーサーの役割を重視していたことが分かる。

「日本国民の戦争経験の過誤と惨禍を政府の行為によって再び起すことのないよう、一八〇度転換して平和主義三原則(杉谷註:深瀬によると自衛戦争を含む戦争の一切の放棄、軍隊の不保持)、「平和のうちに生存する権利」)に憲法化する「発想」は首相幣原喜重郎のものであり、憲法条項化の「発案」をマッカーサー連合軍最高司令官が決断した(深瀬1998:47)。

では、深瀬は憲法第九条を条文化したマッカーサーが「変説」したことをどのように受け止めていたのか。『恵庭裁判における平和憲法の弁証』では幣原外交が世界的に高く評価されていたとした上で次のように述べている。

幣原は「戦時中は戦争犠牲者である国民の立場にあって、政府の侵攻政策を鋭く強く批判した。戦後首相となり、憲法改正問題に直面し、過去の失敗と戦争の惨禍を再びしないため、原爆のやむことのない飛躍的発達に対する驚くべき洞察力をもって、戦争放棄の憲法化を発案し、無軍備・戦争廃止主義を「正義に基づく大道」と喝破したのであります。要するに幣原は、欧米の正統的民主・平和思想を理解し、最高責任者として実践したステーツマンとして、また実際的で老練な外交官(この点理想主義が最悪の現実主義に転化する軍人マッカーサーと非常に違う)、緻密な法律家として、その卓抜な知能と重厚な経験に基づいて真の意味の第九条を立法し、その規範内容を正しく理解していたと申してよいと思います」と(深瀬1967:170-171)。

深瀬はマッカーサーが現実主義に「転化」したと評価し、幣原こそが憲法第九条を正しく理解していたと主張している。この主張は田畑のものとも一致していると言えよう。

深瀬は湾岸戦争における多国籍軍への支援行為を批判するなど(深瀬1991)、時局に対する積極的な発信を行っていた。更にアメリカの世界政策に追従している日本政府への批判的な姿勢を貫いていた(深瀬1967、深

瀬1992等)。こうしたアメリカに対する批判的な姿勢はマッカーサーの「転化」を批判する背景と存在していたと見るべきであろう。

以上、幣原発案説の代表的な研究者であった田畑と深瀬の言説が、どのようにマッカーサーを評価していたのかについて見てきた。両者とも幣原の平和主義思想を高く評価していた。彼らの中では、幣原発案説とはマッカーサーの「変説」「転化」を批判しつつ、憲法第九条の正当性を確保する役割を果たしていたのである。

5. 幣原発案説の中のマッカーサー(2) —「平和主義者」ダグラス・マッカーサーの再評価—

ここからは近年発表されたものの中でマッカーサーの評価について見ていきたい。マッカーサーをめぐる近年注目すべき評価を行っているのが河上暁弘である。

憲法学者の河上は護憲の立場に基づく研究や言論活動を広く展開しており、憲法第九条における幣原の役割を重視する立場を取っている(杉谷2024:16-18)。

河上はマッカーサーについて、田畑や深瀬のように憲法第九条を誕生させたにもかかわらず、後に「変説」・「転化」したとは評価しない。河上が目にするのはマッカーサーの憲法第九条に関する演説や議会での証言等である。1951年の5月のアメリカ上院委員会での証言を紹介した上で、次のように指摘している。

「マッカーサーは、憲法9条の幣原による提起と成立を高く評価しただけではなく、この戦争放棄と軍備放棄を一体のものとした憲法9条の理念の国際化、そのためのまず米国による実行を提起し、それが米国議会上院軍事外交合同委員会の場でも積極的に評価された」(河上 (I):22)。

また、田畑や深瀬が批判する警察予備隊についても、先行研究を参照しながら「警察予備隊の創設は日本再軍備の第一歩ではなく、再軍備を禁止した憲法9条を前提としたものであったとされる」と述べている(河上 (IV):56)。このように河上はマッカーサーが一貫して憲法第九条を支持していた事実を踏まえて、袖井が主張するような朝鮮戦争を機に幣原に憲法第九条発案の「責任」を転嫁しようとしたとする見方を「憶測以外にとくに根拠もない」と批判している(同上)。

他には1946年4月の対日理事会での演説も紹介した上で「マッカーサーは、憲法9条の平和主義(戦争放棄・戦力不保持)原則を非常に高く評価している。それは、今や国連憲章が規定しているラインをもこえて、世界に先駆けてあらゆる戦争と武力行使を放棄した日本国憲法の先進性を賞賛する評価である」としている(河上 (I):24)。なお、この対日理事会での演説でマッカーサーは明確に「戦争放棄に対する日本の提案」という表現を使用しており、幣原発案説を証明する内容だと考えられている。この演説は幣原発案説を支持する笠原十九司も参照しており、マッカーサーが朝鮮戦争が始まる前段階において日本側の発案であると表明していたことから、朝鮮戦争を受けて幣原に憲法第九条発案の責任を押し付けたという見方に反論している(笠原2023:387-390)。

このように河上の議論は、田畑や深瀬が主張するようなマッカーサーの「変説」「転化」を批判するのではなく、マッカーサーの「平和主義」は一貫していたという立場に基づいている。この立場を踏まえるなら、マッカーサーがあえて幣原の発案であったと「嘘」をつく理由はなく、幣原が発案者であったことは「事実」であるということになる。

6. マッカーサー証言をめぐる批判

マッカーサーが一貫して戦争放棄条項が幣原によって発案されたと述べたことは事実である。「これらマッカーサーの証言は、いずれも憲法第9条・戦争放棄の発案者は幣原喜重郎であるというものであり、それなりに一貫性を持った証言であり、証言自体にはとりたてて不自然なところはない」とする河上の評価は、一見すると妥当なもののようにも思われる（河上（I）：25）。

しかし、マッカーサーの証言の細かい点や当時の状況、更にはマッカーサーの伝記研究の成果を踏まえれば、これらの証言を「不自然なところはない」と評価することはできない。

まず、最も有名な『マッカーサー回想記』については「実話を基に創作された」と評されることもあるように史料批判が必要な内容である（フランク：viii）。次に対日理事会での演説だが稲田恭明が指摘するように、マッカーサーは極東委員会が憲法問題に対して本腰を入れてくる前に憲法改正問題を調査していた。日本側がいわゆる松本案と呼ばれる大日本帝国憲法と大差のない憲法案を準備していると判明した段階で、マッカーサーは憲法案を作成する決意を固めた。この一連の事実からうかがえるのは、マッカーサーが日本の憲法問題について、一貫して極東委員会をはじめとする他のアクターに対してイニシアティブを確保しようと策動していたということである（稲田2024：32）。そして、その背景には東京裁判で天皇が訴追されることを回避するために、その地位を新憲法によって確立する狙いがあったのである（古関2015：81-86）。こうしたマッカーサーの置かれていた状況を理解すれば、河上や笠原が幣原発案説の裏付けになると主張している対日理事会でのマッカーサーの発言についても説明がつく。すなわち、マッカーサーは対日理事会に対して自らが憲法改正を主導したなどということを説明すれば、対日理事会及び極東委員会からの反発を招くことは必至であった。そのため、マッカーサーはあくまで日本側による発案であると表向きは説明し続けたのである²。

また、マッカーサーの幣原発案を裏付けるとされる諸証言についても中村克明による詳細な批判が存在している。マッカーサーが幣原による発案であると証言した①1951年5月のアメリカ上院における演説②1955年1月のロサンゼルス演説③『マッカーサー回想記』の三つについて比較検討した中村は次のように結論付けている。

マッカーサーのこれらの発言を比較してみると、ペニシリン会談において幣原が“戦争の放棄を提案した”という点は一致しているが、そのほかの点、たとえば①「軍事機構は一切もたない」という点についてふれているのは、『回顧録』だけであること、②「憲法」のなかに「戦争をなくす」「規定を入れるよう努力したい」、または「いわゆる『戦争放棄』条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい、と提案した」と述べているのは、米国議会上院軍事・外交合同委員会での証言と『回顧録』であり、ロスアンジェルスでの演説にはないこと、③「予言者」発言は、ロスアンジェルスでの演説と『回顧録』にはあるが、米国議会上院軍事・外交合同委員会にはないこと等については、明瞭な差異がみられる。これらの発言が真実であると断定するためには、③は除くとしても、①と②は完全に一致していなければならないが、そうっていないということはつまりマッカーサーの発言は真実ではないということである。（中村2022：44）

中村によれば、マッカーサーの諸証言にはそれぞれ無視できないズレがあることが分かる。河上は「それなりに一貫性を持った証言である」としているが³、厳密に分析すればこれらの内容が正確に事実を証言しているとは言い難いのである。

7. マッカーサーの実像

ここからはマッカーサーという人物の評価について見ていきたい。従来の憲法第九条幣原発案説を支持する諸研究は、証言や回想録等の史料批判を経ずに議論を進めている点が問題となっている。加えて、一連の議論の中でマッカーサーの伝記研究が十分に参照されていないという点を改めて指摘したい。そこでここからは近年翻訳が刊行されたりチャード・B・フランクの伝記研究を元にマッカーサーが戦争放棄条項を発案するに至った背景を考察したい。

フランクの著書を読むとマッカーサーは占領下のドイツや植民地のフィリピンの駐在経験を経ており、占領下（植民地は厳密に言えば異なるが）における軍隊経験を有していたことが分かる。また、ワシントンの意向に反して憲法改正に取り掛かったことが明らかにされている（フランク2024：225）。ただし、フランクはマッカーサーがいかなる背景と理由を持って戦争放棄条項を創出したのかという点については「推測が難しい」と評した上で「マッカーサーの意見は、条項は文字通り自衛のための武力さえ放棄すると解釈される、とする極端に理想主義的なものから、まず占領を終わらせるためにある程度の再軍備を許容するという考え、そしてアメリカ軍が朝鮮半島に送られた後は、日本は防衛のために再軍備すべきであるという考えへと変わっていった。彼のその後の意見は、おそらく幾度かの変化をめぐったに違いない。冷戦時代には日本がある程度の軍備を持つことを間違っているとは思わなかっただろうが、冷戦が終わってからは、日本に第九条の純粋な解釈に立ち返ることを再検討する好機だと提案したかもしれない」と推察している（フランク2024：285）。

マッカーサーの生涯とその性格・人間性を分析したフランクのこの見解は非常に興味深い。この見解を踏まえると、マッカーサーは河上が主張するような一貫した「平和主義者」でもなければ、ましてや田畑や深瀬が主張するように「変説」「転化」した訳でもなさそうである。戦争放棄条項を盛り込みながら、一面では朝鮮戦争を指揮し、帰国後は戦争放棄条項の理念の崇高さを訴え続けたという、この一見すると融通無碍・変幻自在でありながら本人には一貫性があるという人物像こそがマッカーサーの姿だった。フランクの推察はこうしたマッカーサー像を過不足なく表現しているように思われる。また、フランクはマッカーサーの行動パターンの一つに「適応性」を挙げているが（フランク2024：277）⁴、正に一連の行動・言動はこうした「適応性」のもとに繰り広げられたとも考えられよう。

これまでの幣原発案説を支持する研究はあまりにマッカーサーの表面的な言説や行動にとらわれ過ぎていたように感じられる。今一度、マッカーサーという人物をそれこそ「平和主義者」「変説」「転化」などの固定的な見方を取り払って見つめ直すことが必要なのではないだろうか。

8.おわりに

本文では幣原発案説をめぐるマッカーサーという人物の評価について見てきた。マッカーサーはその圧倒的な存在感と雄弁な姿勢、彩られた多数のエピソードから、様々な語られ方をしてきた人物である。しばしばその語りは、戦争放棄条項の制定に関わった人物としてどう評価するかという視点が中心となってきた。もちろん、マッカーサーの生涯を描いた日本側の研究も少なからず存在している。一方で、憲法第九条の発案者をめぐる議論となると、こうしたマッカーサー研究が明らかにした人物像は十分に考察されたとは言い難い。今後は海外でのマッカーサー研究も参照しながら、マッカーサーという人物を通して憲法問題ひいては日米関係の歴史像を描く作業が求められていると言えるだろう。

【参考文献】

- 稲田恭明 『幣原喜重郎発案説の虚妄』（学術研究出版、2024年）
- 笠原十九司 『憲法九条論争』（平凡社、2023年）
- 河上暁弘 『憲法9条の成立（Ⅰ～Ⅳ）』（『自治総研』460号～463号、2017年）
- 熊本史雄 『幣原喜重郎』（中央公論新社、2021年）
- 古関彰一 『平和憲法の深層』（筑摩書房、2015年）
- 佐々木高雄 『戦争放棄条項の成立経緯』（成文堂、1997年）
- 杉谷直哉 『書評 笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法原点の解明』』（『道歴研年報』第22号、2021年）
- 杉谷直哉 『書評 笠原十九司『憲法九条論争 幣原喜重郎発案の証明』』（『道歴研年報』第24号、2023年）
- 杉谷直哉 『“平和主義者”幣原喜重郎の誕生』（『Antitled』vol4、2024年）
- 袖井林二郎 『マッカーサーの二千年』（中央公論新社、2004年、初版1976年）
- 種稲秀司 『幣原喜重郎と日本国憲法第九条』（『國學院大學紀要』第57巻、2019年）
- 種稲秀司 『幣原喜重郎』（吉川弘文館、2021年）
- 種稲秀司 『憲法九条幣原発案説の再否定と『平野文書』の検証』（『國學院大學紀要』第62巻、2024年）
- 田畑忍 『日本国憲法と永世中立』（『現代の眼』第8巻第2号、1967年2月）
- 憲法研究所編 『永世中立の諸問題』（法律文化社、1969年）
- 田畑忍 『非戦・永世中立論』（法律文化社、1981年）
- 田畑忍 『世界平和への大道』（法律文化社、1982年）
- 田畑忍 『危機に立つ日本国憲法』（昭和堂、1982年）
- 中村克明 『憲法9条＝幣原発案説の再考』（『関東学院大学人文学紀要』第146号、2022年）
- 服部龍二 『幣原喜重郎』（吉田書店、2017年、初版2006年）
- 増田弘 『マッカーサー』（中央公論新社、2009年）
- ウィリアム・マンチェスター著、鈴木主税／高山圭訳
『ダグラス・マッカーサー下』（河出書房新社、1985年）
- 深瀬忠一 『憲法裁判における平和憲法の弁証』（日本評論社、1967年）
- 深瀬忠一 『幣原喜重郎の軍縮平和思想と実行』（芦部信喜・清水睦編『日本国憲法の理論』有斐閣、1986年）
- 深瀬忠一 『湾岸戦争と平和憲法の新展開』（『憲法問題』第3号、1992年）
- 深瀬忠一 『新しい建国の理想と実行の道筋』（『福音と世界』第46巻第5号、1991年）
- 深瀬忠一 『恒久世界平和のための日本国憲法の構想』（深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために』勁草書房、1998年）
- リチャード・B・フランク著、ブライアン・ウォルシュ監訳／ウォルシュあゆみ訳
『マッカーサー』（中央公論新社、2024年）

-
- 1 杉谷2024：8では幣原が自らの回想録である『外交五十年』において、「マッカーサーとの会談で戦争放棄条項を提案したと証言したことはよく知られている」としているが、これは誤りである。幣原は軍備全廃については書いている一方で、憲法第九条を自らが発案したとも、マッカーサーとの会談で戦争放棄条項を提案したことについても記していない。よって、ここでの表現は正確には「幣原は軍備全廃の決意を表明したことはよく知られている」である。この場を借りて訂正する。
- 2 マッカーサーの置かれていた状況については幣原発案説を支持する笠原が次のように述べている通りである。マッカーサーには「極東委員会および対日理事会が活動を開始する前に、『日本人自身の手によって新憲法が起草された』という体裁と手続きをとって、新憲法草案を作成し、日本の議会の審議にかけて既成事実としてしまう思惑があった」（笠原2023：62）。
- 3 河上はこの他にもマッカーサーと憲法調査会会長の高柳賢三で交わされた書簡（1958年12月）の内容も検討しているが、内容的には『マッカーサー回想記』とほぼ同様である（河上2017（Ⅰ）25、河上2017（Ⅲ）120-123）。
- 4 興味深いことに、日本の研究者の関心とは裏腹にフランクは戦争放棄条項の提案を含めるマッカーサーのエピソードを「軍司令官としての、また、行政の長としてのマッカーサーの行動における、より奥深く、また、顕著なパターンの中には随分と霞んでしまう。そのパターンとは適応性である」と評している（フランク2024：277）。マッカーサーを「平和主義者」あるいは占領下の統治者、戦争放棄条項の立役者として見てきた国内の多くの研究者とは異なり、マッカーサーの行動を分析してきた著者ならではの見方だと言えるだろう。

2024.10.28 論文の誤字等について修正を加えました。あわせて表現についても一部正確を期すために見直したうえで修正を加えています。関係各位にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。心よりお詫び申し上げます。
杉谷 直哉 記

